

告示

埼玉県告示第七百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
もとき歯科医院	所在地	北本市下石戸下一二 四八―三	北本市下石戸一―四二 八
訪問看護ステーションにし色マ ップ	所在地	坂戸市南町八―一〇 ヴァンテアンビル一 〇三号	坂戸市泉町五―七

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所	所在地		
塚原 芽久美	施術所	所在地	上尾市原新町一九 ―一友光ビル一F	上尾市緑丘三―三 ―一―二PAPA ショッピングアヴェ ニューB棟
山口 泰弘	施術所	所在地	草加市青柳七―九 ―一二二	吉川市美南五―三 〇―六
山田 政輝	施術所	所在地	日高市高萩五八二 マンション高萩I― 二〇五	日高市中沢七二九 ―一五

松崎 那輝	
施術所	
所在地	名称
上尾市原新町一九 一 一 F	訪問医療マツサ ジ K E i R O W 上尾 ステーシヨン
上尾市緑丘三 三 一 二 P A P A シヨツピンググアヴェ ニュー B 棟	K E i R O W 上尾ス テーシヨン